

第4号議案 令和3年度事業計画について

北海道行政書士会会則第74条第1項の規定により、議決を求めます。

令和3年度事業計画(案)

令和3年度 事業執行に当たっての基本方針

昨年は、新型コロナウイルス感染症の猛威により、不要不急の外出自粛、休業要請や営業期間の短縮、学校の休校など、私たちの日常生活や経済活動が一変した一年でした。また、コロナ禍で記憶の片隅に追いやられてしまった感がありますが、過去最長の29日間を記録した7月の豪雨のほか、千葉県東方沖地震や長野県中部地方の地震などの自然災害にも見舞われた一年でもありました。これらの災害がもたらした被害は大きく、いつにも増して、安全・安心や危機管理に対する思いを強くしました。

北海道においては、幸いにも大きな自然災害の直撃はありませんでしたが、新型コロナウイルスの感染拡大が社会・経済にもたらした影響は大きく、今なお感染症の収束がなかなか見通せない状況が続いています。このような状況下にあつて、今年、東京オリンピックのマラソン、競歩、サッカー競技の開催やアジアで初となるアドベンチャートラベル・ワールドサミットの開催が予定されているほか、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録の実現が期待される年でもあります。

一方、我々行政書士の世界に目を転じますと、行政書士法が制定されて70年目に当たる今年、6月から一人法人の設立が解禁されるなど、多様化する行政書士業務の安定性を確保し、国民に対する質の高いサービスの提供を確保する観点から創設された新たな制度の運用が始まります。また、新型コロナウイルスの関係では、昨年4月後半から今年1月中旬の間、持続化給付金や家賃支援給付金等に係る電話無料相談を実施しましたが、この度の申請手続を通してデジタル化の流れが加速していることを改めて感じました。

デジタル庁の創設により、押印の廃止や行政手続のデジタル化が急速に拡大し、これに伴って、土業を取り巻く環境は大きく変化していくことは間違いありません。私たち行政書士の一人ひとりが、「国民の権利利益の実現に資する」との法目的を着実に実践し、その存在意義を高めていくためにも、我々を取り巻く社会情勢の変化やデジタル化の流れに的確かつ適切に対応していくことが肝要です。

昨春から続く新型コロナウイルスが本会の各種活動にもたらした影響は否めないものがありますが、今年、この2年間の活動がさらに結実して、本会を将来にわたって発展していくことができるよう、次の施策を基本方針に据えて、各部・所が一丸となって本会の運営に全力で取り組んでまいります。

1 組織運営の基盤強化に向けた取組

人口減少や高齢化といった構造的課題を抱える本道において、将来にわたって、会員数が増加基調で推移することを期待することはできない中にあつて、全道各地の行政書士は、引き続き身近な「頼れる街の法律家」として道民の皆さんに寄り添いながら活動を行っていく責務を負っています。

このことを念頭に、本会の将来を見据えて、行政書士一人ひとりが本来の目的や使命を円滑に果たすことができるよう、そして、一人ひとりの行政書士を可能な限りサポートしていくことができるよう、大胆な組織改編に向けた検討を進めるなど、組織運営の強化に努めてまいります。

2 職域の確保、拡大に向けた取組

行政書士は他士業に比して格段に幅広い職域を有していますが、規制緩和や業際問題、デジタル化の急速な進展といった多くの課題に直面するなど、業務を取り巻く環境は厳しさを増してきています。

このため、社会経済環境の変化やその時々ニーズに機敏かつ的確に対応しながら、行政書士制度の今後のあるべき方向性を的確に見据えて、行政書士の活動エリアを広げていくためにも、時代に即した新規分野の業務開拓はもとより、北海道の基幹産業や在留外国人に関連する分野など行政書士が比較優位にある分野の職域の確保、拡大に向けた取組を進めてまいります。

3 デジタル化の進展に向けた取組

人口減少や高齢化の進展に加え、広域分散や移動距離といった地理的課題を抱える本道にあって、このハンディを克服する上で重要な鍵となるのは、急速に加速を増しているデジタル化です。それに伴って、士業を取り巻く環境は大きく変わり、業務の在り方も大きく変わることが見込まれます。

しかしながら、業務の形態が変わろうとも、行政書士の使命は変わることはありません。いわゆる国等におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）化に向けての動きに呼応して、行政書士の側においても、DX化による行政手続きのプロフェッショナルとして、いち早く対応できるよう研修の開催をはじめ積極的な取組を進めてまいります。また、情報格差（デジタルデバイド）や情報が行き届かずに置き去りとなる会員が生じることがないように施策を講じてまいります。

4 行政書士制度の発展に向けた取組

本年6月4日に改正行政書士法が施行され、一人行政書士法人の設立が可能となる一方、これまでの会員への指導を強めた注意・勧告権が始動します。このことは、行政書士に対する期待の表れであるとともに、行政書士の社会的使命の自覚を促すものです。

行政書士一人ひとりが日々の業務活動等の積み重ねを通して、行政書士が身近な法的サービスの担い手であることを一人でも多くの方々に理解してもらうことが、これまで築いてきた行政書士制度をさらに発展させていくことに繋がっていきます。

このため、各種広報媒体を活用して、世代ごとに即した形で、より一層きめ細やかで効率的・効果的な広報啓発活動の推進に努めるとともに、道民の皆さんの信頼により一層応えていくことができるよう研修制度の充実に努めてまいります。